



令和3年12月24日
道路局

限度超過車両の新たな通行確認制度の試行を開始します！

～試行開始日をお知らせします～

国土交通省は、限度超過車両の新たな通行確認制度の令和4年4月1日（金）の運用開始に向けて、令和4年2月7日（月）より試行を開始します。

1. 概要

改正後の道路法により、寸法、重量等に係る一定の限度を超える車両（限度超過車両）を通行させようとする者が、あらかじめ国の登録を受けた車両について、従来の許可申請手続に代えて、通行が可能な経路をオンラインで即時に確認し、通行できる制度が新たに創設され、令和4年4月1日（金）に施行されます。

円滑な運用開始に向けて、実際の運用が始まる前に、どのような仕様となっているか、使い勝手を試していただくために試行を開始します。

なお、詳細については改めて発表いたします。

2. 試行開始日

令和4年2月7日（月）

【問い合わせ先】

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 課長補佐 田中、係長 伊藤
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8483（内線 37436） FAX 03-5253-1617